

# 平成23年度 第2回 朝日地域審議会

## 次 第

日 時 平成23年8月10日（水）  
午前9時30分～

場 所 朝日庁舎4階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

《定住化対策》

「住んでいたい」「住み続けられる」地域へ

4 そ の 他

5 閉 会

## 朝日地域審議会委員名簿

(任期 平成22年6月10日から平成24年6月9日まで)

区 分	所 属 団 体 等	役職名等	氏 名
1	朝日地域駐在員連絡協議会	会 長	佐 藤 正
2	朝日地域駐在員連絡協議会	副 会 長	小 関 祐 二
3	出羽商工会朝日支部	代 表 理 事	松 本 壽 太
4	庄内たがわ農業協同組合	理 事	宮 崎 重 美
5	出羽庄内森林組合	理 事	伊 藤 文 一
6	あさひむら直売施設管理運営組合	店 長	佐 藤 照 子
7	鶴岡市消防団朝日方面隊	副 方 面 隊 長	宮 崎 康 史
8	庄内たがわ農業協同組合朝日支所女性部	部 長	難 波 玉 美
9	鶴岡市朝日地区民生児童委員協議会	会 長	佐 藤 宥 男
10	朝日体育協会	会 長	佐 藤 芳 彌
11	鶴岡市老人クラブ連合会朝日支部	支 部 長	小 野 寺 一 郎
12	鶴岡市立朝日小学校PTA	会 長	難 波 一 之
13	大鳥タキタロウ村	村 長	大 滝 清 策
14	旧朝日村	元 収 入 役	帯 刀 春 男
15	旧朝日村議会	元 副 議 長	井 上 時 夫
16	鶴岡市朝日地区民生児童委員協議会	福 祉 部 長	菅 原 孫 一
17	朝日地域保健委員会	会 長	佐 藤 世 津 子
18	朝日剣道スポーツ少年団	代 表 指 導 者	今 野 め ぐ み
19	大泉自治会連絡協議会	会 長	難 波 庄 一
20	朝日祥雲御山太鼓	代 表	菅 原 和 則

平成23年度

第2回朝日地域審議会資料

協議テーマ

《定住化対策》・・・

「住んでいたい」「住み続けられる」地域へ

## 1. 主 旨

今後の地域振興事業については、地域住民と行政が互いに協調、協働しあえる関係を築き、市民力・地域力・行政力が十分に発揮できるように配慮しながら、その取り組みを進める。

そのため、地域審議会については、引き続き、地域住民の意見を聴く機会として積極的に活用することとし、地域審議会の委員の方から積極的な提言・意見をいただき、地域の活性化に関する施策へ反映させる。

## 2. 協議テーマ

### 《定住化対策》・「住んでいたい」「住み続けられる」地域へ

少子高齢化、転居・転出に起因する人口減少が進み、集落機能維持が困難になりつつある現状の中、地域住民の自発的取り組みを促すとともに、山間豪雪地であるがゆえの条件不利を緩和するべく施策・支援が求められている。特に、身近な地域課題には、住民自らが主体的に取り組むことが大切であり、そのための手段と組織体制のあり方、担い手の確保とリーダーの育成が課題となっている。

また、若者の定住促進、高齢者の定住支援など定住条件、定住環境の整備・支援も大きな課題である。

## 3. 開催回数

テーマについて、4～5回程度開催する。

＜共通の開催日程として、5月、7月、9月、11月を予定＞

## 4. 市の重要事項に関する説明・意見

市の重要事業や総合計画実施計画、行政の諸課題について説明し、意見を伺う。

○市の重要事業、行財政改革大綱（素案）等 （5月）

○総合計画実施計画 （11月）

○その他（各課の主要な課題）

## 5. 意見・提言のとりまとめ

今年度中（12月頃まで）に、最終の意見を取りまとめ提言する。提言された内容については、次年度以降の地域活性化に関する事業等へ反映させていく。

## 6. 審議会の進め方

○当初は全体会で協議し、協議内容によっては、分科会も考慮する。

○協議テーマを深めるため、専門家や関係者からの意見を聞く機会や視察等を設定する。

## 資料

### 1. 定住条件整備の現状

「定住」てい - じゅう

[名詞] (スル) 一定の場所に住居を構え、そこに住みつくこと。(大辞泉より)

「定住」のためには、以下の3点が基礎的な要件であるとされている。

(参照：農林水産省食料・農業・農村基本問題調査会 農村部会資料から)

- ① 住宅及び生活関連施設の整備
- ② 教育、文化、医療の水準の確保
- ③ 雇用の場の確保

全国的に農村地域の定住条件整備については、特に都市の生活環境整備水準との格差是正を重点としながら進められてきた経過がある。

#### (1) 基礎的生活環境の整備状況

農村地域における住環境は、敷地面積が200 m<sup>2</sup> (約60坪)以上の割合が60%を越え、都市を大きく上回っている。しかし、農村地域における基礎的な生活基盤施設は改善されてきているものの、都市と比較してなお遅れている。

⇒朝日地域では、起債事業、補助事業を活用して下水道・道路等の生活基盤整備を行ってきた経過がある。

#### (2) 生活利便性の現状

総理府の調査によると、各種施設までの許容しうる所要時間としては、小学校、地域文化センター、一般病院については、ほとんどの者が30分以内で到達可能であることを要望している。日常生活にかかわりの深い公共施設への所要時間としては、30分程度が1つの目安と考えられる。一方、「農業センサス」によって、一般的な公共施設等があると思われる最寄りのDID地区までの所要時間をみると、特に中山間地域においては、30分以上かかる旧市区町村が半数近くを占めており、生活利便性の面でマイナス要因となっていると考えられる。(DID地区：人口集中地区。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の基本単位区(平成2年(1990年)以前は調査区)が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。)

また、各種施設への交通利便性をみると、医療・福祉施設については、農業地域類型による差はなくなってきたが、文化関連施設については、遠隔地ほど交通利便性が依然として劣っている。

合わせて、夜間緊急時に30分未満で加療が受けられる集落数割合をみると、中間農業地域については約90%、山間農業地域については約75%となっている。

農村地域においては、病院、幼稚園といった施設の他、交通手段についても市町村が直接運営しているものが多く、利便性確保のための市町村の負担は大きなものとなっている。

前述を受け、朝日地域における「定住化対策」の大きな視点として以下について、協議検討を進め、提言として取りまとめたい。

- |                    |
|--------------------|
| I 住宅及び生活環境の整備      |
| II 教育、文化、福祉、医療等の確保 |
| III 雇用の確保          |

(第2回地域審議会検討課題として)

## I. 住宅及び生活環境の整備

### ① 住宅への支援

現在住んでいる人への支援（地域外への人口流出を食い止める支援）

Iターン・Uターン者への支援（外部から人を呼び込む支援）

\* 若者の定住支援

克雪対策

(現在の施策)

【鶴岡市】住宅リフォーム支援事業

【山形県】住宅リフォーム総合支援事業

【鶴岡市】克雪住宅整備支援

### ② 交通環境への支援

生活確保のための道路整備

冬期間の交通確保のため除雪への支援

(現在の施策)

【鶴岡市】克雪対策生活道整備

(資料 別紙)

## 克雪対策について（克雪住宅整備支援及び克雪対策生活道整備事業）

### 1. 課題項目

過疎化、高齢化が進む中、雪処理の担い手が不足し、防災力の低下が進んでいる。また、幹線道路までの通路除雪作業が大きな負担となっており、通路確保が出来ない住宅は火災や救急医療など防災上の不安がある。

### 2. 現状・実態

朝日地域は山形県内有数の豪雪地域である。地球温暖化により降雪量は減少していると言われているが、最近 10 年間の平均積雪深は、大網で 273cm、大鳥で 245cm となっており、屋根の雪下ろしも数回実施しなければならぬ状況である。過疎化、高齢化が進む中、雪下ろしなど雪処理の担い手が不足し、雪に対する防災力が低下している。雪は、広範囲に降ることから雪下ろしも全地域一斉に行われるため、担い手が不足し、高齢者世帯では高齢者自ら屋根雪下ろしをしなければならず、重大事故の発生に繋がる危険性がある。

また、幹線道路の除雪実施路線から離れた住宅は、除雪実施路線まで自力で除雪作業を実施している。降雪量、積雪量の一番少ない庁舎付近での除雪機械による早朝除雪は 70 日を超え、除雪実施路線までの自力除雪もそれを上回る日数であり大きな負担となっている。

### 3. これまでの取り組み

平成 5 年 3 月、旧朝日村で建設省の指定に基づき、多雪地域住宅計画（克雪タウン計画）を策定、平成 8 年 3 月、克雪タウン計画促進事業「雪に強い住宅づくりプラン」を策定、平成 8 年度から事業を実施している。

#### ■克雪住宅整備支援（22 年度までの状況）

##### ・制度の利用状況

項目	落雪式屋根	融雪式屋根	耐雪式屋根	高床式	計
件数	28 件	14 件	7 件	6 件	55 件
補助金総額			25,914 千円		

##### ・地区別利用件数

大鳥	大泉	大網	大針	本郷	名川	東岩本	熊出
19 件	15 件	5 件	4 件	6 件	1 件	0 件	5 件

##### ・利用世帯の世帯構成

高齢者 1 人暮らし	高齢者世帯	高齢者のいる世帯	その他
5 件	19 件	27 件	4 件

平成 22 年度までに 55 件の制度利用があり、高齢化率が高く、高齢者世帯が多い大鳥、大泉地域の利用が多い。克雪住宅は、屋根の雪下ろしをしなくて済む労力軽減だけでなく、安全性を高める役割もあり、災害防止にも繋がっている。平成 18 年豪雪では、豪雪のために全国で多くの死者が出た。当地域では、雪の多い地区では数回から 7,8 回の屋根雪下ろしをしているが、死亡事故などの災害は発生していない。

#### ■克雪対策生活道整備（22 年度までの状況）

##### ・制度利用状況

項目	小型除雪機械購入	融雪施設整備	道路改良舗装
件数	39 件	11 件	13 件
事業費	34,982 千円	12,202 千円	12,152 千円

##### ・地区別利用件数

大鳥	大泉	大網	大針	本郷	名川	東岩本	熊出	計
4 件	10 件	4 件	8 件	15 件	5 件	8 件	10 件	61 件

通路除雪が機械で行われ、労力軽減が図られ、また、救急医療などなどの防災上においても安心安全につながっている。また、冬期間の当地域以外への通勤も容易となり就業時間の多様化への対応もされ、高齢者のいる世帯では、幹線道路までの歩行が容易になり危険が回避され、老人クラブ活動などへの参加で冬期間の閉じこもり防止にもつながっている。

#### 4. 今後の取り組み

雪との戦いは、事故などの危険だけでなく、定住環境維持にもつながる課題である。

山間集落では、過疎化、高齢化が益々進み、雪下ろしなどの雪処理の担い手が不足し、雪に対する防災力の低下が進むものと考えられる。豪雪地帯である当地域に住む人にとって克雪対策は最重要課題であることから、自らが住み続けられる生活環境の整備を行う者に対して支援をする。

#### 5. 支援制度の概要

##### (1) 鶴岡市克雪住宅整備支援事業補助金

**目的** 雪との戦いは、事故などの危険だけでなく、定住環境維持にもつながる課題である。雪下ろし  
労力や経費の負担を軽減、安全性を高める役割をもつ克雪住宅の整備を支援し、積雪の中で過ご  
すことの生活の不安を和らげ、豪雪地帯で安心して生活ができる環境づくりをする。

**内容** 落雪式屋根、融雪式屋根、耐雪式屋根、高床式など克雪住宅を建築し、又は増改築をしようと  
する者に対し、克雪住宅に係る直接工事費の3分の1以内、50万円を限度に補助する。

##### (2) 克雪対策生活道整備事業補助金

**目的** 屋根の雪下ろしや家周りの雪処理とともに大きな負担となっている幹線道路までの通路除雪  
作業を支援し、労力軽減、火災や救急医療など防災上の安全につなげる。

**内容** 除雪実施路線から住宅地に通じ距離が10m以上である市道外道路（小規模生活道）の改良・  
舗装、又は除雪対策事業（小型除雪機械の購入、融雪施設の整備）に対し、事業費の40%、又  
は45万円を超える額の1/3で50万円を上限に補助金を交付する。

(参考資料) 全国における「若者の定住支援」の取り組みに対する具体例

### 静岡県伊豆市

若者定住促進住宅補助金のお知らせ

若者定住化促進住宅補助金を交付します。

伊豆市では、安心して生活できる住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市に定住する若者に対し、平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に新築又は購入（建売又は中古の住宅の購入をいう。）により取得し、家屋登記をした住宅に対し、100 万円の補助金を交付します。

補助要件 ・夫婦いずれかが満 40 歳以下の若者世帯

- ・対象者は伊豆市に定住するため、住宅を新築または建売及び中古の住宅を購入した方で、補助金交付後 10 年以上継続して、補助の対象の住居に居住し、伊豆市に住所を有すること。（ただし、相続、贈与等の取得対価を伴わない場合は対象外です。）
- ・新たに土地を購入したもの。
- ・市内に住所を有し市税等の滞納が無く、補助金の申請時に 40 歳以下であること。なお同居する家族の方には要件はありません。
- ・過去にこの告示に基づく補助金その他の補助を受けてないこと。

### 滋賀県多賀城市

若者定住支援事業多賀町に定住する若者を応援します！！

多賀町若者定住支援事業について次世代を担う若者の定住を促進し、活力ある町づくりを目的として、住宅の新築や、親世代との多世代同居により多賀町に定住しようとする若者などを応援するため、次の 2 つの助成事業を行います。

#### ① 若者新築等住宅取得支援事業

事業内容 定住のため、多賀町で新築または中古住宅を購入した対象者に対して助成金を交付します。

対象者 住宅の工事または売買の契約日において、

- ・ 18 歳以上 40 歳未満の者
- ・ 夫妻いずれかが 18 歳以上 40 歳未満の夫婦の者、または中学生以下の子を扶養する者

#### ② 若者世帯多世代同居支援事業

事業内容 多世代同居（二世帯以上）により定住するため、多賀町で同居に必要な住宅の増築または、建て替えを行った対象者に対して助成金を交付します。

対象者 住宅の工事の契約日において、

- ・ 夫妻いずれかが 18 歳以上 40 歳未満の夫婦の者、または中学生以下の子を扶養する者。
- ・ 一年以内に婚姻を予定している 18 歳以上 40 歳未満の者
- ・ 上記いずれかの者と同居をする親

助成額 対象住宅に課税される固定資産税相当額（新築軽減適用後の額）を 3 年間助成します。ただし、1 年あたり 10 万円を上限とします。

<割増助成>

対象住宅の新築、増築または建て替え工事を町内建築業者が元請けで行ったときは 1 年目の申請時に限り、助成額に 10 万円を加算して交付します。

条件 対象者および対象住宅に居住する同一世帯の者が、本町に5年以上定住することを誓約する者であること。

対象住宅が所在する自治会に加入し、地域行事等に積極的に参加できる者であること。

対象住宅の所有者および納税義務者であること。

対象者ならびに対象住宅に居住する同一世帯の者に町税および使用料等に滞納がないこと。

### 長野県原町

若者定住促進新築住宅補助金を交付します

原村では若者の定住を促進するため、平成18年度から平成27年度までに住宅の新築、または新築住宅の購入をした場合、50万円の補助金を交付します。

- 補助要件
- ・対象者は原村に定住するために住宅を新築または新築住宅を購入した方。  
ただし、原村環境保全条例で定める保健休養地内は対象外です。
  - ・建物の引渡しを受けた日、または建物保存登記終了後3ヶ月以内であること。
  - ・村内に住所を有し村税等の滞納が無く、補助金の申請時に40歳未満であること。

### 岐阜県下呂市

若者定住促進事業

U・I・Jターンで下呂市内に就職をした若者を対象に、家賃の一部を補助します。

主な条件 次の要件をすべて満たす方

- ・U・I・Jターンして市内に住民登録し、市内の事業所に就職している
- ・借家などを借り、家賃を支払っている
- ・就職をした日の年齢が35歳未満
- ・就職してから6か月以内
- ・公務員でない

補助率・額 支払った家賃等（月額）の1/3以内の額で、月額上限1万円（1年目は月額上限2万円）

補助対象期間 最長3年

### 兵庫県相生市

相生市若者定住促進奨励金支給について（初年度用）

目的 相生市の人口の減少を抑制し、若者の定住の促進と地域の活性化を図り、若者が集う活力と魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

対象 若者とは、市内に住所を有する40歳未満のもので、夫婦または単身者で子供を養育する者。相生市に住民登録または外国人登録している者で、今後5年以上居住すること。

自己の居住のために平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）に住宅の新築又は新築された住宅を購入した若者及び住宅の新築又は新築された住宅の購入を行った者で事業期間中に婚姻をした40歳未満の者とする。

奨励金 月額1万円で5年間支給します。

奨励金の交付は翌年度4月に、1年分をまとめて支給します。（総額60万円）ただし、初年度は3月までの残月数分となります。

事業期間 平成21年度から5年間です。（平成21年4月1日～平成26年3月31日まで）

# 若者世帯の住まいづくりを応援します！

— 庄内町若者定住促進事業 —

若者夫婦世帯が庄内町に家を建てれば 以下の助成を行います  
『若者夫婦世帯』とは … 満40歳以下の夫婦(夫婦と子の世帯、母子・父子世帯も含みます)

## 庄内町に借家住まいの方なら

**助成額** 月家賃の1/2 最大40箇月分 上限100万円  
住宅取得後の申請により一括してお支払いたします  
※事前に登録が必要です

最大100万円助成

- 対象・条件**
- 町内の民間賃貸住宅に居住している方
  - これから町内の民間賃貸住宅に居住する方
  - 助成登録後5年以内に町内に住宅を取得して定住する意思があること
  - 町内に住宅を所有していないこと
  - 税の滞納がないこと など

家賃助成金

※持家住宅建設祝金もご利用になれます(併用可)

## 町外から庄内町に移住される方なら

**助成額** 住宅取得価格の10%  
町内の建設業者を利用して建設した場合 上限150万円  
町外の建設業者を利用して建設した場合 上限100万円  
住宅取得移住後の実績報告に基づきお支払いたします  
※実績報告の完了期限は平成25年3月末までです

最大150万円助成

- 対象・条件**
- 世帯主が町外に3年以上居住していること
  - 町内に住宅を取得して定住する意思があること
  - 町内に住宅を所有していないこと
  - 税の滞納がないこと など

移住助成金

## さらに町外に3年以上住んでいた方なら

**助成額** 住宅の固定資産税相当額 課税以降3年間  
納税後の申請によりお支払いたします

住宅の固定資産税  
3年分助成

- 対象・条件**
- 家賃助成を受けた方のうち町外に3年以上居住していた方  
(平成21年4月1日以降転入の方に限ります)
  - 移住助成を受けた方
  - 税の滞納がないこと など
- ※松陽団地に住宅を建設された方は対象となりません

定住助成金

お問い合わせ・お申込み先

庄内町 建設課 都市計画係(庄内町役場立川庁舎内) 電話 0234-56-3384  
庄内町役場本庁舎 建設課でもお申込みいただけます

庄内町

## 「山間地での定住支援」の取り組みに対する具体例

### 山口県周南市

#### 中山間地域定住促進事業について

“いのち育む里”では、少子高齢化等の影響から、空き家が増加しています。「地域の皆さん」からは、こうした空き家を有効活用し、移住・定住の促進への要望が強まっています。

一方で、「空き家情報バンク」に登録される物件が少ないように、実際に貸し出せる空き家が少ないことや、暮らしに必要な地域の情報が少ないため、「田舎暮らしを希望する人」のニーズに対応できていないのが現状です。

このため、貸し出せる空き家の掘り出しや、移住に必要な情報を提供する仕組みなど、地域ぐるみで受け入れ体制をつくる必要があります。

本事業では、地域が主体となった空き家の活用への取り組みを支援することにより、“いのち育む里”への移住・定住の促進を図ります。

事業概要 本事業では、次の3つの仕組みで、“いのち育む里”への移住・定住を促進していきます。

#### ① 空き家の実態把握

地域が主体となって、各支所・公民館と協働して地域の空き家の実態調査をおこないます。

#### ② 「里の案内人」設置

移住を希望する人と地域との橋渡しを行う「里の案内人」を設置します。

#### ③ 交流住居体験モデル事業

「里の案内人」を設置した地域が空き家を改修し、「交流・体験住宅」を整備する場合支援します。

### 石川県金沢市

#### 里山地域における定住支援制度

金沢市では農業の担い手となる農家の分家世帯員等が里山地域（中山間地域）に戸建て住宅を取得する際、以下のような支援制度を実施しています。

#### ① 分家住宅等建築奨励金制度

里山地域（中山間地域）において、農業振興及び戸建て住宅を新築する農家の分家世帯員、新規就農者及び伝統工芸従事者に対して、奨励金を交付します。

##### （1）交付要件

交付対象者（次の項目のうちいずれかひとつに該当する者）

農家の分家世帯員・・・農業を営む者（農家の本家）の親族のうち、3親等以内の者

新規就農者・・・・・・・・・・営農開始から、10年以内で10ha以上の農地を自ら耕作する者

伝統工芸従事者・・・・・・・・金沢市開発審査会において、伝統工芸に従事する者の工房若しくは住宅の許可を受ける者又はそれに準ずる者

交付対象物件 戸建て住宅を新築または購入(中古)すること

##### （2）奨励金額

住宅に係る借入金の2.5%（上限50万円）

多子世帯※1の場合、借入金の1.0%上乗せ（上限20万円）

※1 多子世帯とは18歳未満の子供3人以上と同居する世帯

### (3) その他の基準

[新築の場合] 住宅区画が以下の基準を満たしていること

(農家の分家世帯員の場合) 住宅区画の敷地面積が 165 平方メートル以上 500 平方メートル未満であること

(伝統工芸従事者の場合) 述べ面積の 50%以下が住宅に供する併用住宅であること

[新築の場合] 当該戸建て住宅を建築士が設計していること

住宅に係る借入金があること

### (4) 対象地域

金沢市が指定する中山間地域

#### ② 分家住宅等建築に係る道路施設整備補助金制度

分家住宅等建築に関連する道路整備費を補助することにより、農業の担い手や伝統工芸従事者の里山地域での定住を支援します。

市街化調整区域においては(1)及び(2)に該当する場合、都市計画区域外の区域においては(3)に該当する場合にそれぞれ助成します。

市街化調整区域

#### (1) 道路※2を新設して、奨励金交付対象住宅を建築する場合

※2 建築基準法第42条第1項第2号又は第5号に規定する道路

助成内容 道路工事費の1/2

道路用地費の1/2 (潰地率30%以上で2/3)

主な条件

- ・道路用地は市に寄附すること
- ・開発行為の許可又は道路位置して申請の着工承認を受けていること

#### (2) 狭あい道路※3に隣接して、奨励金交付対象住宅を建築する場合

※3 建築基準法第42条第2項に規定する道路

助成内容 後退用地部分の道路工事費 10/10

主な条件

- ・道路用地は市に寄附すること

#### (3) 新築又は購入する奨励金交付対象住宅の前面道路幅員が4m未満の場合

助成内容 道路工事費の1/2

道路用地費の1/2

(潰地率30%以上で2/3)

主な条件

- ・道路用地は市に寄附すること

## 岐阜県中津川市

Uターン者用住宅を建設します

UIターン者用住宅とは…

中津川から都市部へ移住した方が再び生まれ故郷である中津川に戻る「Uターン」と、もともと中津川出身ではない方が中津川に移り住む「Iターン」の方々を迎え入れるため、市の施策として市営住宅を整備するものです。

少子高齢化による地域活力の低下を防ぐには、外部からの若者(夫婦)世帯を呼び込むことが大切であり、中山間地に若者定住のための『UIターン者用住宅』を整備し、少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、地域のコミュニティを維持します。

## 中津川市が進めるUIターン者用住宅の整備事業

入居対象者 原則として市外からの若者（夫婦）世帯で地域定住を希望される方です。

ただし、市内在住（地区外）の方でも地域定住を希望される方は対象とします。

この住宅施策は人口減少を食い止める「3点セット」のひとつとして進めています。

「住宅施策」、「産業振興」、「子育て支援」を3点セットとして考え、それぞれを関連付けながら人口減少を食い止めることに向けて進めていきます。

市内のどこの地域に整備するか？

高齢化率の高い地域、複式学級が予想される地域、企業誘致に対応する地域、民間アパートが参入しない地域を優先的に整備します。

市営住宅の入居者を定住者にするために

この市営住宅は入居期間を5年以内とし、その後、その地域に住宅を建てるなど定住していただくこととしています。また、期間経過後にその地域に定住し易いよう、安価な家賃設定とします。

定住するための環境づくりと地域に溶け込んでいただくための地元の受け入れ体制づくりを支援します。

## 鹿児島県霧島市

### 移住・定住促進制度

目的 霧島市の中山間地域（国分・隼人の市街地を除く区域）に移住定住をしようとする者に対し、移住定住を促進するために必要な助成措置を講じ、霧島市の均衡ある発展を図り、活力に満ちた地域づくりを推進することが目的で、霧島市への移住に際し住宅を取得した方に最高200万円を補助する制度です

### 補助対象者

平成20年4月1日以後平成25年3月31日までに、霧島市の中山間地域（国分・隼人の市街地を除く区域）に住宅を新築、購入又は増改築した転入者が対象となります。なお、補助対象者となる転入者は次のとおりです。

※補助対象者となる転入者とは、条例で定義づけている（1）転入定住者及び（2）再転入者のことです。

- ・5年以上居住すること
- ・転入日に世帯責任者（世帯において主として世帯の生計を維持している方又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を多く負担している方と市長が認めるもの）が65歳未満であること
- ・居住地の自治会に加入すること
- ・市区町村税等に滞納が無いこと（過去3年分）

### 補助対象者の特例

特例措置として、平成20年4月1日前に霧島市に既に転入された方（前述した要件を具備すること）で、平成20年4月1日以後に、住宅を新築又は購入された場合も対象者となります。

### 住宅等取得補助金

土地の取得費経費及び住宅の取得経費の総額の5分の1を支給する。ただし、補助限度額は、次のとおりです。

### 住宅の新築の場合

平成20年4月1日以後に土地を購入し、平成20年4月1日以後に住宅を新築した場合は、200万円

平成 20 年 4 月 1 日前に土地を購入し、平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅を新築した場合は、150 万円  
土地を相続又は贈与により取得し、平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅を新築した場合は、150 万円  
土地を借地し、平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅を新築した場合は、100 万円  
建て売り（分譲マンションも含みます）又は中古住宅を取得の場合  
築後 3 年未満のものを購入した場合は、200 万円  
築後 3 年以上 15 年未満のものを購入した場合は、150 万円  
築後 15 年以上のものを購入した場合は、100 万円 f v v

#### 扶養補助金

補助金交付申請日に同居している義務教育終了前の者を扶養している場合は、1 人当たり 20 万円

#### 住宅増改築補助金

増改築に要した経費（50 万円以上に限る）の 2 分の 1 で、補助限度額は 50 万円

#### 補助金の支給方法

住宅等取得補助金と住宅増改築補助金は、補助金の 2 分の 1 ずつを 1 年目と 5 年後の 2 回に分けて支給します。

扶養補助金は、1 年目に全額支給します。

平成21年度「つるおか空き家バンク作成事業」による資料

地 区	A 宿泊施設として 利用促進可能	B 空き家バンク 登録可能	C 空き家バンク 登録不可能	D 危険建物	計
大鳥地区		1	8		9
大泉地区	1	1	8		10
大針地区		1	2		3
本郷地区		6	4		10
名川地区		2	3		5
熊出地区		4	4	1	9
大網地区					0
東岩本地区		3	5	2	10
計	1	18	34	3	56

- A：宿泊施設として利用促進可能 …… 大規模な改修を必要としない建物  
 B：空き家バンク登録可能 …… 多少改修を必要とするが、ある程度手入れが行き届いている建物  
 C：空き家バンク登録不可能 …… 山間地内の建物と老朽化が著しい建物  
 D：危険建物 …… 既に崩壊しており、近隣建物への影響を考慮せざるを得ない建物